

笠間市民憲章

花・木・鳥

(案)

に対する意見を募集します!

笠間市民憲章は、市民の心構え、自主的行動の規範、生活規範についての市民の心のよりどころに位置づけて制定するものです。あわせて笠間市のシンボルとして、市の花、市の木、市の鳥を制定するものです。パブリック・コメント手続条例に基づき、この案に対し、皆さんから意見を募集します。

◆笠間市民憲章(案)

わたしたち笠間市民のねがい —笠間市民憲章—

笠間市は、県の中央にあり、豊かな自然に恵まれ、先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは、このふるさとを愛し、市民相互の交流につとめ、「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」をめざします。

自然を愛し、美しいゆめのあるまちにしよう

健康で働き、元気でいきがいのあるまちにしよう

歴史と文化を大切にし、豊かなうおいのあるまちにしよう

思いやりの心を育て、明るいほほえみのあるまちにしよう

きまりを守り、安心でやすらぎのあるまちにしよう



市民憲章の表題は、次代を担う子どもたちにも理解でき説明できるように「わたしたち笠間市民のねがい」を主題とし、笠間市民憲章を副題としました。市民憲章は「市民みんなのねがい」であり「市民みんなのもの」という基本的な考えのもと、「わかりやすくて親しみがもて口ずさめるもの」「ひとつひとつ実行できるもの」としています。前文は、前段で笠間市の地理的条件・イメージを表現し、市民のめざす方向性を表現しています。本文は、市民の皆さんから多く出された共通の思いや方向性を5つの条文にまとめています。本文はいずれも「市民の自律的行動」で始まり、理想のまちづくりを「○○のあるまち」で統一的に表現し、末尾は「しよう」で結び自律と意志で表現しています。

◆笠間市の花・木・鳥(案)

●市の花 「きく」

笠間市は、菊祭りや菊人形が有名で伝統があります。一方市内では農業生産としての菊の栽培が盛んに行われています。

●市の木 「さくら」

笠間市内には愛宕山、北山公園、佐白山など、桜の名所が数多くあり、春には花が市内全域を網羅して咲き誇ることから、各所で桜まつりが行われています。

●市の鳥 「うぐいす」

笠間市全域に生息しているうぐいすは、鳴き声が美しく、春の訪れを感じさせてくれます。自然環境に恵まれた笠間市をイメージできます。

検討委員会の検討内容

案については、市民の皆さんや小中学生の意見を参考に検討したものです。市民憲章は、前文で笠間市らしさをどのように表現するか、また、条文を簡潔・明瞭に表現するための検討がされました。花・木・鳥については、笠間市のイメージや歴史、文化、自然になじみが深いものなどで検討がされました。

意見提出方法

書式は任意のもので結構です。住所・氏名・案に対するご意見を記入の上、直接または郵送・ファックス・メールで行政改革推進室に提出ください。

意見提出期限 10月31日(火)

提出先・問合せ

〒309-1792 笠間市中央3-2-1
笠間市役所行政改革推進室(内線571)
FAX 0296-78-0612
Mail gyokaku@city.kasama.lg.jp